

2021/7/29

美容師制度の在り方

一般社団法人日本美容サロン協議会 (JABS)

© 2021 Japan Association for Beauty Salon

団体概要

【法人名】

一般社団法人 日本美容サロン協議会

(英語: Japan Association for Beauty Salon 略: JABS)

【設立年月日】2017年7月7日

【事務局】東京都千代田区紀尾井町3番33号 プリンス通りビル2階

【理事長】吉田 靖志 : 順天堂大学医学部総合診療科研究室非常勤助教

【副理事長】

岩田 卓郎 : 株式会社エアーエンターテイメント 代表取締役

谷口 誠治 : 株式会社ハピネス 代表取締役

【評議員】

金井 武弘 : 株式会社モードケイズ 代表取締役

木浪 賢治 : 株式会社ケンジ 代表取締役

鶴田 秀彦 : セリオ株式会社 代表取締役

垣内 綾子 : 株式会社ARCH 代表取締役

金子 憲治 : 株式会社 Du・Pay 代表取締役

佐々木 淳 : 株式会社ラランジェ 代表取締役

【理事】

天野 雅晴 : 株式会社トゥールース 代表取締役

池田 聡 : カラーズジャパン株式会社 代表取締役

岩田 卓郎 : 株式会社エアーエンターテイメント 代表取締役

菊地 勝也 : 株式会社プラスアルトラ 代表取締役

雑賀 英敏 : 株式会社トニーアンドガイジャパン 代表取締役社長

谷口 誠治 : 株式会社ハピネス 代表取締役

西山 和平 : 株式会社ケンジ(ケンジグループ) 代表取締役社長

山本 晋爾 : 株式会社RT 代表取締役社長

吉田 靖志 : 順天堂大学医学部総合診療科研究室非常勤助教

髪のコリニックSeed 院長

【医療顧問】

磯沼 弘 : 医師(内科医) 順天堂大学総合診療科研究室 客員教授

上原 由紀 : 医師(内科医) 聖路加国際病院 臨床検査科 部長

【監事】

寺垣 俊介 : 弁護士法人ネクスパート法律事務所 代表弁護士

【会計】

田村 桂一 : TTS法律会計事務所 公認会計士・税理士・行政書士



【JABS 賛助会員企業】



趣旨

**美容に携わりたい人を増やし、携わる人が活躍できる環境づくり
次の美容業界の在り方を具現化していく**



業界環境

- ・消費者の節約意識の定着による来店頻度の低下と、それに伴い料金競争の激化。
- ・少子化に伴う美容学校進学率の低下。
- ・新卒美容師免許取得者の未就労の問題。また早期離職も問題になっている。
- ・サロン数の増加。
- ・美容師の職域が不明確になっている。

業界の制度的な課題

○美容教育の在り方／免許制度に関する課題

- ・美容専門学校卒業後(二年制)採用し、顧客に入局できるまでの再教育(技術・接遇等)に少なくとも2～3年を有する。教育・資格制度が現在のサロン運営の実態に即していない。
- ・美容師の職域としてまつ毛エクステーションが含まれているが、専門学校の時点で十分な教育を受けずに美容師資格を取得している。
- ・実務実習制度が形骸化しており、十分な技能を身につけられない。
(技能を身につけるために、ドライヘッドスパ等で経験を積む者までいる)

○美容師の職域

- ・ヘッドスパ等、本来首から上の施術は、施術する者が美容師資格を有する必要がはずのサービスであるが、民間資格(無資格)のうちに実施されている実態がある。

○外国人就労の問題／クールジャパンの施策

- ・外国人が日本の美容学校を卒業しても日本国内で働けない問題。
- ・海外に向けた発信に対する後押しがない。

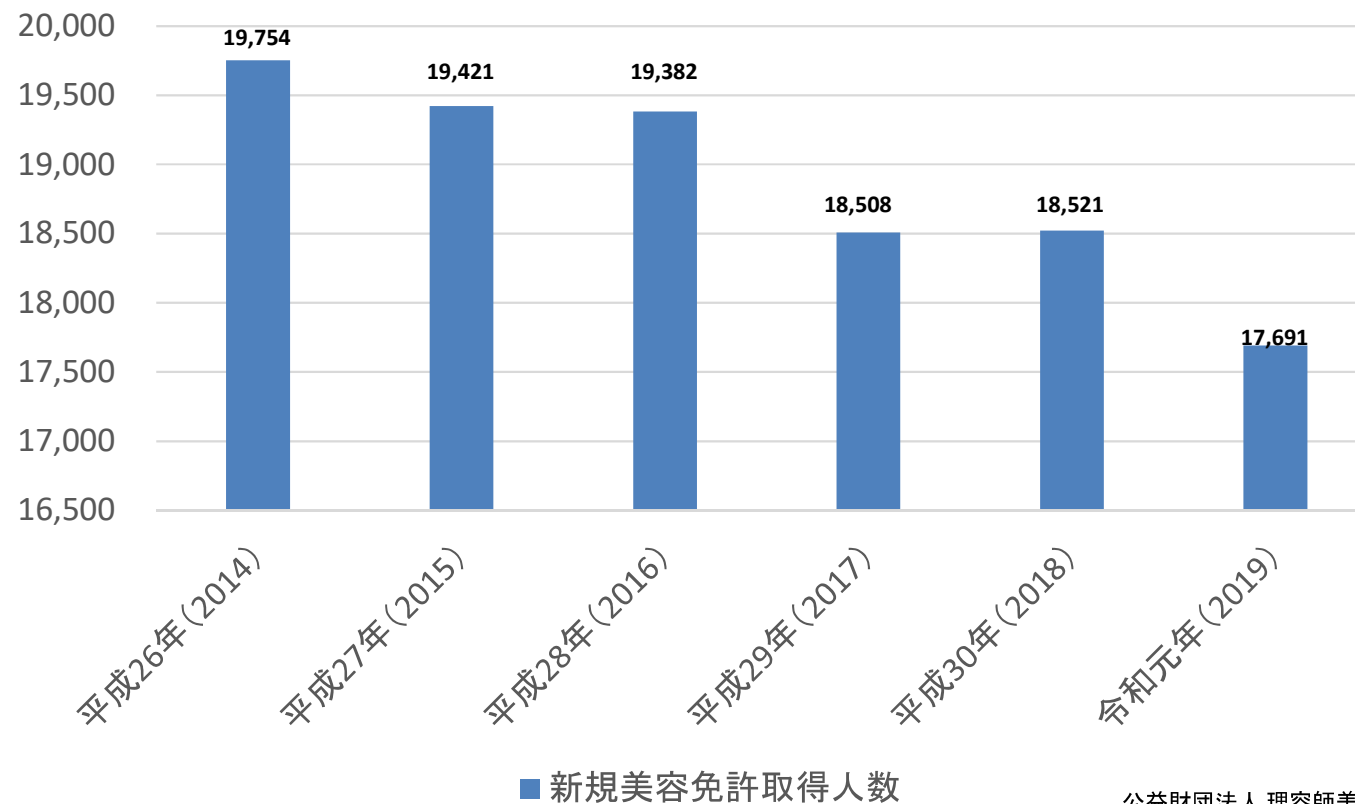
○美容師の働き方

- ・技術修得のための自主的な教育時間(非生産)と労働時間の線引きが困難。
- ・技術修得するまでの期間、賃金が低くなる傾向がある。
- ・個人事業主が多いため、社会保険の加入や福利厚生面での対応がないサロンが多い。

○管理美容師制度

- ・経営に必要な知識が網羅されていない。更新がない。
- ・管理美容師に対する管理があいまい(店舗に不在の場合も)。
- ・過剰な施設数の増加。
- ・業務委託系サロン(面貸しサロン)との競争(消費税・事業所税等の未払い)。

新規美容免許取得人数



公益財団法人 理容師美容師試験研修センターデータ
衛生行政報告例(厚生労働省)データより作成

<補足>

◆ サロン数は増加する一方で、美容師免許取得者数は減少している。

◆ 美容サロン数は24万7578店舗、百貨店・スーパーマーケット数5133店舗、ドラッグストア1万5049店舗、コンビニエンスストア5万6374店舗

(参照:平成29年商業動態統計(経済産業省))

新人美容師の3割は1年までに離職

就職1年までに離職する美容師は30%までいる。また3年までに離職する美容師は50%で、3年間で半数が離職している。

(参照:理美容ニュース 2021年6月25日掲載)

離職理由ランキング

第一位:給与

アシスタントの給与は平均月給16万円。やはり、特にアシスタント時代の給与ではなかなか贅沢できないのが実情です。そのうえで練習のウィッグが必要であったり、オシャレをして働かなければいけなかったりという美容師ならではのオサイフ事情もあり、毎月のやりくりで苦労している人がほとんど。「貯金ができない」という理由から将来に漠然とした不安を抱き、辞めてしまうことが多いそうです。

第二位:美容師以外の仕事がしたい

スタイリストになる前には、夜遅くまでの練習や、先輩のアシスタント作業のみが2~4年続きます。そんな厳しくて長い美容師の下積み時代に、「どうして私だけが苦労しているのだろう」とネガティブになり他の業界に憧れを抱いてしまうのだとか。要は、スタイリストになるための練習から逃げてしまうということです。もちろん他の業界で活躍するために、新たに努力することは良いことです美容師だけが大変という考えは捨てましょう。

(参照:BEAUTY CAREER・URL:https://beauty-career.jp/special_contents/page/63)

担い手の減少、早期離職の改善が急務

若者に魅力ある業界にするには、

- ・給与面での改善
- ・仕事に対するモチベーションを上げる施策

→美容師国家資格制度の見直し

→実務実習制度の見直し

①美容師国家試験制度

課題

美容サロンで必要とされている技術を、美容専門学校で習得できているのか？

→即戦力が育っていない現状！？

→美容サロンで再教育が必要となり、デビューまでに数年かかる

→美容サロンでの教育期間は、給与も低くなってしまう傾向

→新人美容師のモチベーションの低下、離職

①美容師国家試験制度

教育(カリキュラム)を美容サロンの実態に即した内容への変更が望ましい

専門学校は、独自カリキュラムを取り入れたい

→一方で、専門学校として評価は国家資格の合格率

→試験に合格するための教育をせざるを得ない実態

教育(カリキュラム)の議論は試験制度の見直しから実施する必要がある

参考：①美容師国家試験制度（試験内容について1）

試験内容は筆記試験、実技試験

- **筆記試験**
- 1.関係法規・制度
- 2.衛生管理（公衆衛生・環境衛生、感染症、衛生管理技術）
- 3.美容保険（人体の構造及び機能、皮膚科学）
- 4.美容の物理・科学
- 5.美容理論

参考：①美容師国家試験制度（試験内容について2）

実技試験

第一課題「カッティング」

第二課題「セッティング」・・・「ワインディング」と「オールウェーブセッティング」の2種類あり

第二課題の2種類詳細

◆ワインディング◆

審査の基準は「全体のバランス」「ステムの角度と方向」「シェープ」「輪ゴムの掛け方」「残り毛」「条件違反」の6項目に分かれている

◆オールウェーブセッティング◆

審査の基準は「全体のつながり」「フィンガーウェーブ」「ピンカール」「ピニング」「条件違反」の5項目になる。

実技の試験中は、「衛生実技試験審査」という「動的審査」「静的審査」「確認的審査」も同時進行で行われる。

○「動的審査」・・・試験中、衛生面に気を付けながら安全に施術が出来ているかどうか。

○「静的審査」・・・受験者の身体と服装はだらしない服装になっていないか。使用する用具類が試験にふさわしい物を使用しているかどうか。

○「確認的審査」・・・試験終了後に使用した物の衛生的処理をしっかりとっているかどうか。

参考：各養成施設のカリキュラム（例）

	A校(関東地区) 美容校			B校(東京地区) 併設校			C校(信越北陸地区) 併設校			D校(関東地区) 美容校			E校(近畿地区) 美容校			F校(四国地区) 美容校		
課目 (推定時間)	1年次	2年次	合計 時間数	1年次	2年次	合計 時間数	1年次	2年次	合計 時間数	1年次	2年次	合計 時間数	1年次	2年次	合計 時間数	1年次	2年次	合計 時間数
関係法規・制度 (30時間以上)	0	30	30	理容 24 美容 28	10	理容 34 美容 38	20	10	30	0	36	36	0	30	30	30	0	30
衛生管理(90時間以上)	44	46	90	52	52 44	104 95	50	40	90	36	72	108	0	90	90	40	50	90
保健 (120時間以上)	70	50	120	68	56	124	60	60	120	36	108	144	60	60	120	80	40	120
物理・化学(90時間以上)	48	42	90	52	48 46	100 98	60	30	90	36	72	108	60	30	90	60	30	90
文化論 (120時間以上)	90	0	90	62	42 26	104 108	60	30	90	90	0	90	60	30	90	60	30	90
技術理論(120時間以上)	110	12	122	78 84	50 44	128	90	30	120	72	72	144	60	60	120	80	40	120
運営管理(60時間)	20	40	60	44 48	26 35	70 84	30	30	60	60	0	60	30	30	60	60	0	60
実習 (810時間以上)	388	468	856	635 638	246 222	882 852	理容 380 美容 330	理容 430 美容 480	810	390	450	840	理容 490 美容 360	理容 320 美容 450	810	510	390	900

①美容師国家試験制度

複数名の専門学校関係者、美容サロンオーナーにインタビューを実施

実技試験の見直しの必要性

特に「オールウェーブセッティング」は必要ないという意見が多数あるのが現状



LINE@BIYO

教育・試験制度に関する アンケート集計報告書

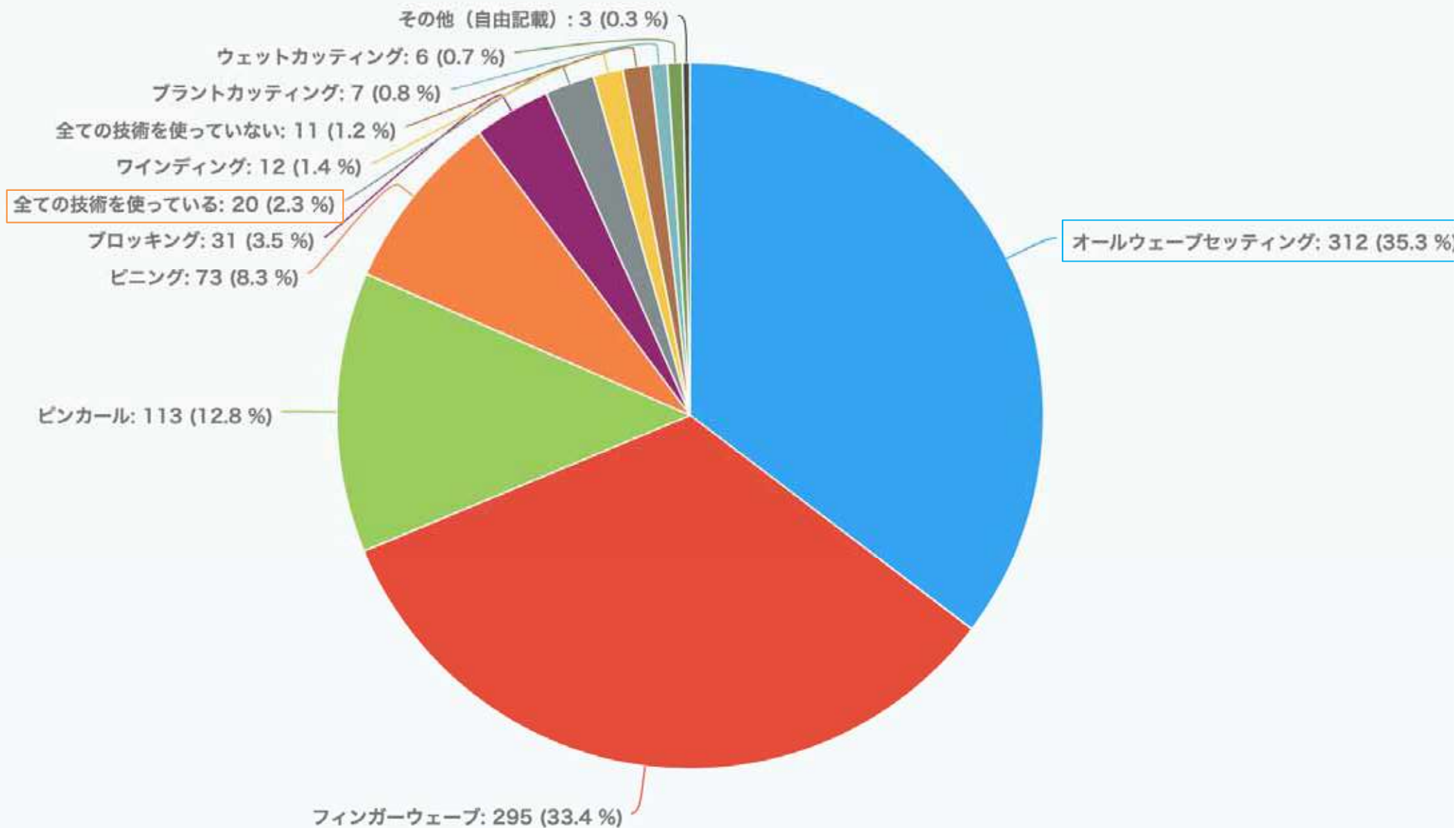
アンケート実施期間: 2021年4月19日(月)～5月3日(月)まで
回答数: 387名

一般社団法人日本美容サロン協議会(JABS)

© 2021 Japan Association for Beauty Salon

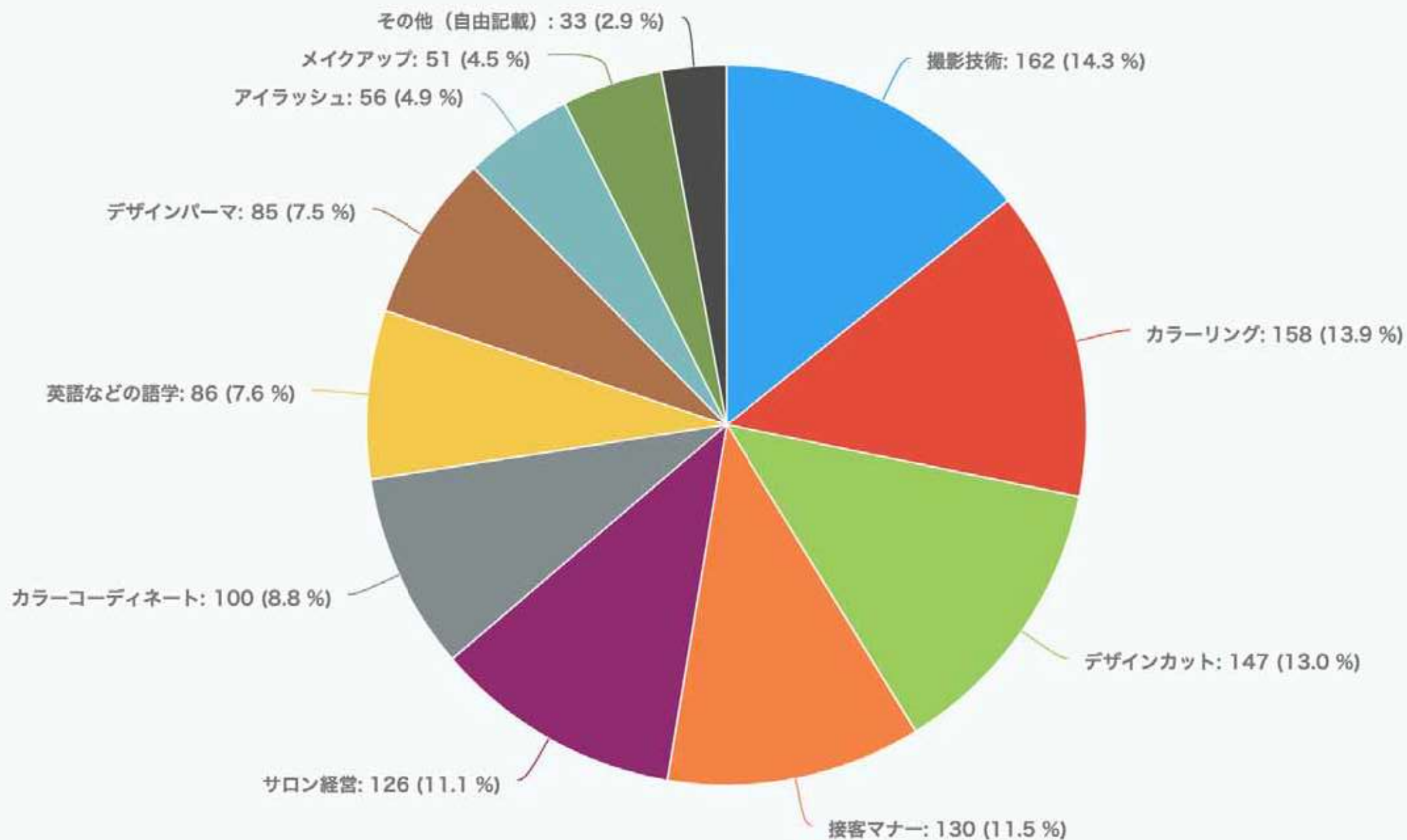


Q1 美容学校の実技試験で取り組んだ技術で今は使っていない技術はありますか？
(複数選択)





Q2 美容学校で学んでおきたかったことはありますか？（複数選択）



①美容師国家試験制度

実習時間：約850時間～900時間

見直すことで、他のカリキュラムを取り入れる時間は十分捻出可能

→捻出した時間で、専門学校がそれぞれの特徴を出したカリキュラムが導入できる

→実技試験に取り入れるべき内容「カラー」「接客・接遇」

→まつ毛エクステンション教育の必要性

①美容師国家試験制度 (まつげエクステンションに関する現状①)

筆記試験:1~2問

実技試験:なし

参考：
各養成施設のカリキュラム(例)【選択必修課目】

A校(関東地区) 美容校	B校(東京地区) 併設校	C校(信越北陸地区) 併設校		D校(関東地区) 美容校	E校(近畿地区) 美容校		F校(四国地区) 美容校	F校(四国地区) 美容校					
ビジネス コミュニケーション100	ファッション概論10	理容	色彩30	外国語15	理容	理容総合360	美容総合330	社会福祉30					
ビューティー心理学60	造形学とデザイン28		ビジネス学30	接遇マナー30		ネイル90	ネイル60	日本語60					
美容総合技術200	絵画法とデザイン32		エステティック技術 60	デッサン30		色彩30	メイク60	倫理道德30					
美容福祉ヘルパー40	理・美フォト10		シャンプー60	フラワーデザイン15		エステ90	エステ60	外国語60					
美容カラー コーディネーター40	話し方論10		実務実習30	カラーコーディネート30		社会福祉30	着付け60	カウンセリング60					
※メイクアップ	国語と文章26		理容総合技術390	パーマ60	美容	美容総合300	接遇30	総合技術240					
※ネイル	顧客心理10	色彩30	シャンプー120	ネイル90			メイク60						
※エステティック	接客カウンセリング10	ビジネス学30	アップヘアー60	色彩30			エステ30						
※着付け	英会話26	実務実習30	レザーカット30	エステ90			ネイル30						
※ヘアデザイン	ビジネスマインド12	美容総合技術510	カウンセリング20	着付け60									
※アイデザイン	マーケティング論16		着付け90	社会福祉30									
※アップヘアー	広告宣伝8		エステ30										
※トータルヘアー	店舗設計基本と スペースデザイン6		メイク30										
※80時間×2科目選択	情報処理44		まつ毛エクステ35										
	高度総合技術理論18		ネイル35										
	高度総合技術実習425												
	香粧品製法と実験40												
600時間	732時間	600時間	690時間	600時間	600時間	600時間							

美容総合技術
・制作発表会の作品作り
・技術大会出場種目の練習
・美容家を招いた技術講習
・企業の有識者を招いた
自己啓発セミナー

(共通)高度総合
・パーマントウェービング
・カラーリング
・メイクアップ
・セッティング
・ネイル
(理)・カットिंग
・美額術
(美)・エステ
・着付け

理容総合技術
養成施設内サロンワーク
・シャンプー等
美容総合技術
養成施設サロンワーク
・パーマ
・カラーリング
・まつ毛エクステ

理容総合技術
養成施設内サロンワーク
・シャンプー等
美容総合技術
養成施設サロンワーク
・まとめ髪
・アップスタイル

美容総合技術
養成施設サロンワーク
・シャンプー
・セット
・ブロー
・カラー

総合技術
・国家試験対策

①美容師国家試験制度（まつ毛エクステンション教育）

専門学校で技術を習得できているとは言えない現状

→美容師になってから各自が自身の判断で学んでいるのが実態

→まつ毛エクステンションのトラブルは減る気配がない

まつ毛エクステンション教育の必修化、実技試験の導入

①美容師国家試験制度(まとめ)

- 専門学校のカリキュラムが美容サロンの実態に即していない
- カリキュラムの変更には試験制度の見直しがセット
- 実技試験のための実習に多くの時間が割かれている実態
- 実技試験の中でも特に「オールウェーブセッティング」は時代にあっていないのではないか！？
- 実技試験を見直すことで多くの時間を捻出でき、専門学校がそれぞれの特徴を出したカリキュラムが導入できる
- 求められる技術は「カラー」や「接客・接遇」
- まつ毛エクステンションに関しては、ほぼ専門学校で教えられていない実態
- まつ毛エクステンションの必修化と試験への導入(筆記試験・実技試験とも)

②実務実習（インターンシップ）制度について

現状：専門学校が実務実習計画を策定する→

計画の管理が煩雑で、またサロンでのトラブルが専門学校の責任となり
実質的にはあまり運用されていない

実地での研修を実施するメリット

学生

- ・学生時代に技術を習得できる
- ・就業の際のミスマッチを未然に防ぐことができる
- ・自身の適正がわかる
- ・美容を学びながら賃金を得ることができる 等々

美容サロン

- ・即戦力を採用できる
- ・就業の際のミスマッチを未然に防ぐことができる
- ・人材難や高い離職率の解決につながることに期待できる
- ・若手育成の負担が軽減される 等々

専門学校

- ・学生の学ぶ意欲の向上
- ・学生の所得を得る選択肢が増える
- ・学生の就職率の向上
- ・国家試験不合格者の意欲の維持、収入面でのケアが可能になる 等々

②実務実習（インターンシップ）制度について

新しい形の実務実習制度導入の際の検討事項として

- ・美容専門学校の学生証を持って実施できる仕組み

（実務実習制度については専門学校側の負担が多きすぎ、実態に即していない）

美容師の「補助」としての役割を果たすため

- ・アシスタント業務が可能になる仕組み

シャンプー&ドライ

- ・首筋や肩等のもみほぐし

- ・カラーの補助 等

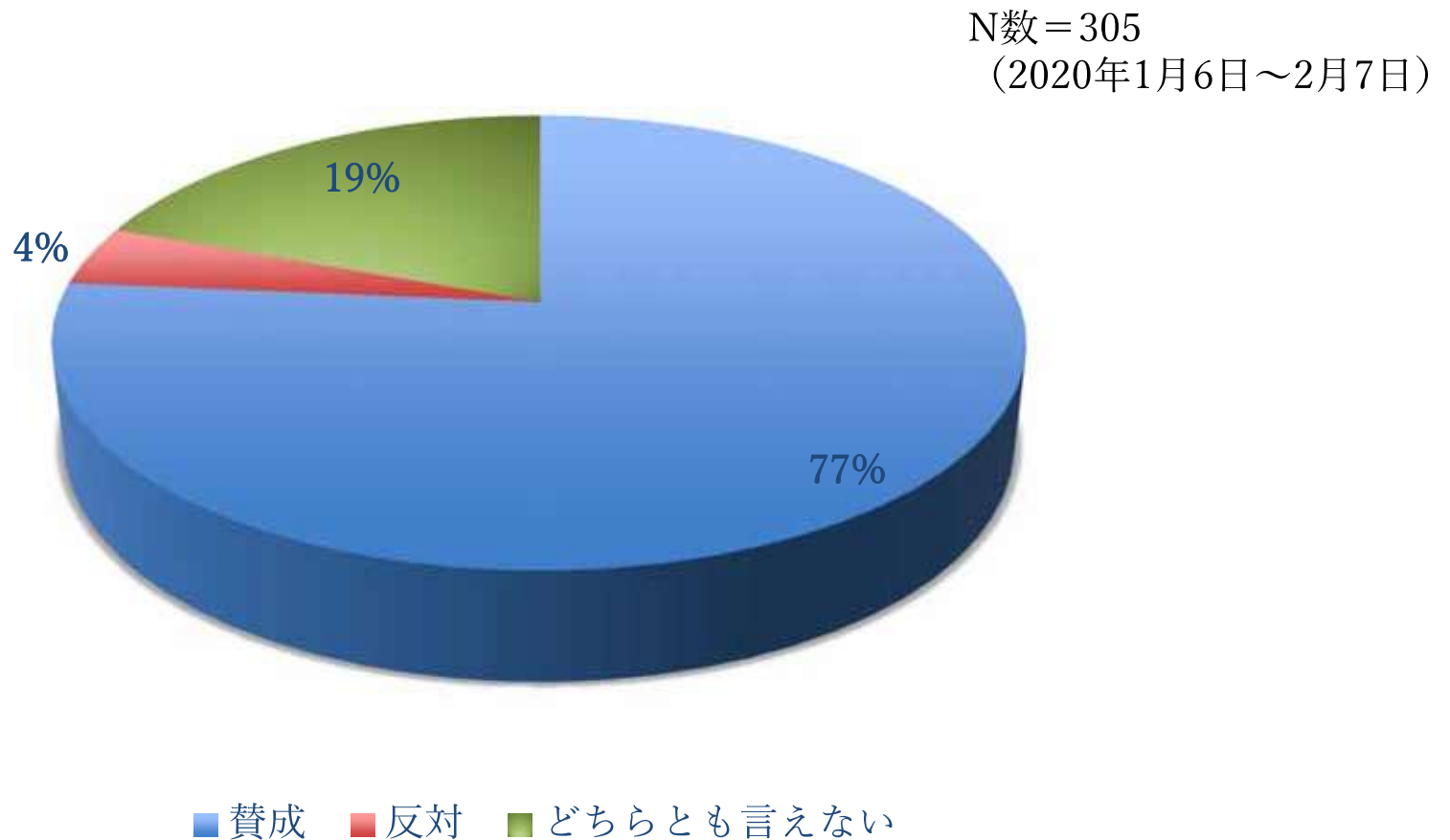
（一定の技能範囲についての許可についても合わせて検討が必要）

③外国人美容師の就労に関して



LINE@BIYO アンケート集計報告

Q 外国籍の方が今後美容サロンで働けるようになった場合、どのように思われますか？



③外国人美容師の就労に関して

国家戦略特区にて実施を検討

外国人が資格取得後、日本で美容技術を学べるようになることは、

- ・日本の美容技術を正しく海外に発信できること
 - ・インバンドに繋がる
 - ・美容サロンの新たなサービスの創出、海外出店のきっかけになる
- クールジャパンを推進する意味で、大いに期待している

但し、管理団体方式による管理とする場合、特定の団体のみが管理する仕組みにならないように要望したい

④美容師の働き方に関して

課題

- 技術修得のための自主的な教育時間（非生産）と労働時間の線引きが困難。
- 技術修得するまでの期間、賃金が低くなる傾向がある。
- 個人事業主が多いため、社会保険の加入や福利厚生面での対応がないサロンが多い。

→技術修得と働き方、また賃金は密接に関係しており、「即戦力」に近い形で就業させることが一定の解決法と考える

→社会保険への加入や福利厚生の充実については当協会としても会員に促していきたい

⑤新型コロナウイルス対応

- 美容室には、従業員数名程度の小規模店舗から複合（まつ毛エクステンション、ネイル等）・複数店舗経営の事業者まで、様々な業態が存在していることを踏まえたきめ細かい政策の拡充
- 複数店舗を経営している事業者においては、多数の従業員の雇用を維持するという社会的責任を負っており、雇用維持につながる政策の拡充



Q With コロナと言われる中で、国あるいは自治体に対してどのような支援をしてほしいですか？
(複数選択回答)

- ・ 事業維持のための助成・支援(資金繰り) ... 47% (229/484)
- ・ 給与保証などの助成・支援 ... 53% (256/484)
- ・ 家賃に対する補償 ... 43% (209/484)
- ・ 税金の減免、免除 ... 57% (278/484)
- ・ 設備投資などへの補助金、集客のための
取り組みに対する支援(広報支援など) ... 25% (123/484)
- ・ 医療情報やマスク等感染症対策費の補助
あるいは支援物資 ... 30% (143/484)
- ・ 特に支援は必要ない ... 3% (14/484)
- ・ その他 ... 4% (20/484)

N数:484



Q With コロナにおいて、店舗運営でお悩みのこと、JABS に取り組んでほしいことを教えてください。

- ・ 国からの経営支援が欲しいです。
- ・ 影響力のある団体として美容室の健全経営のための環境作り
- ・ PCR検査を安く誰でも受けられるようになると嬉しい。
- ・ 感染リスクを減らす為、来店サイクルが長くなっている模様。売上が下がり雇用維持が難しくなっているので、支援していただきたい。
- ・ コロナ感染者出た時の風評被害
- ・ 助成金や給付金では、まるで足りません。会社の規模、従業員の人数に対して金額を変えて欲しいです。
- ・ このままコロナが収束しない場合の経営維持が悩みどころです。消費税など、猶予ではなく、もっとサポートして欲しい
- ・ この先の集客数の減少の不安と売上減少への不安、スタッフ雇用の不安
- ・ 世の中の流れに関する情報提供に加えて、今後の美容業界についての情報提供をお願いします。
- ・ 安心してスタッフが休める環境づくり(給与保証など)を積極的にしたい
- ・ 店内で使用する除菌用アルコールやマスク等、国内生産のものを適正価格で購入出来る取り組みをして頂きたい。
- ・ 安心ガイドラインの細かさのある調査。空気感染というケースの場合の時の対応策。
- ・ 美容室利用の必要性・安全性を公に告知し続けて欲しい。また、国への働き方を通してその活動をPRしてほしい。
- ・ 国に対して支援要求
- ・ 各サロンで実施しているいい案をのせてほしい！逆に感染者がでたサロンもこれが原因かも。とゆうのも共有したい！
- ・ 感染者が来店、スタッフが感染、自身が感染などの時のガイドラインとか、対策を教えてください。
- ・ 今の美容業界だけではなく、他の所でもどうなのか、市場はどうなのかなどの情報提供などがしてくれたら助かるかなと思います。
- ・ 他の美容室でのクラスターが発生しないための意識付け
- ・ 補助金は自社の持ち込み金があるので、集客に対してや、コロナの為の器具導入などを対策するものを持ち込みなしで協力金を出してほしいことをもっと国にお伝えしてほしい
- ・ 税金免除運動
- ・ セットサロンなので、そもそも結婚式がないとお客様が来ない。自治体ごとに、もっと細かくどこまで制限するのか、再開するのか提示を市民に示して欲しい
- ・ お客様が安心してご来店いただける国や県のとりきめ
- ・ コロナ三密回避の改装したいがその為の助成金をつくってほしい
- ・ 衛生管理、消毒等行なっている店舗に対しての補助、サポート
- ・ まずは接客業者への定期的なPCR検査を義務付け。できればお客様も陰性を確認したい。 など

N数: 484

⑤新型コロナウイルス対策（新卒採用）

採用が冷え込むことで美容学生への影響が懸念される。
美容学生は4年制大学の学生に比べ奨学金の利用率が高い

美容学生の奨学金の利用率 37. 8% (JABS調べ)

全国4年制大学の学生の奨学金利用率 30. 5%
(2019年度 第55回学生生活実態調査より)

美容学生の奨学金の利用率が比較的高い中で、業界全体として採用が減ると、美容学生に対する影響は深刻なものとなる。

→新卒採用に関する支援の検討が必要

參考資料

日本美容サロン協議会として東京都に提出した外国人就労に関する要望書

特区認定における外国人美容師の就労に関する要望書

一般社団法人日本美容サロン協議会
理事長 吉田靖志



要望趣旨

日本の美容技術は世界トップレベルと評されており、海外からもその技術を学びたいという要望が寄せられている。年間多くの留学生が日本の美容業にあこがれ、日本の専門学校で美容技術を学び、国家資格を取得している中、美容サロンでの就業は認められておらず、満足に技術習得ができずに帰国しているのが現状である。日本国として様々な業界において積極的にそのサービスを海外に発信し日本ブランドの浸透を図る取り組みを推進している中、美容業においても国家資格を有する外国人の就労を認め、日本の美容技術及び美容サロンの運営ノウハウを取得させた上で、日本の技術・サービスを基礎とし自国において活躍することで、日本の美容を正しい形で広く発信することができ、海外における日本の美容のプレゼンスをさらに上げることに資すると考える。また、就労経験のある外国人を介し、海外で美容サロンを展開することで、美容サロンに付随する商品・サービスの海外での消費額の拡大も期待することができる。

このような趣旨から、日本で美容師国家資格取得した外国人を高度人材として教育する環境づくり・仕組みの構築が必要であると考えます。

外国人就労における課題

- ・外国人を労働力とみなし、低賃金等不当な労働条件・劣悪な就業環境で就労させられるケースが危惧される。
- ・外国人が国内において活躍することで、日本人美容師の就労の機会を奪う可能性を危惧する。

日本美容サロン協議会の提案

国・行政と連携した、法の下での認可に基づく管理団体が外国人の就労実態を把握し、外国人が日本人と同等のあるいはそれ以上の労働条件・待遇により高度人材として受け入れられる環境の整備が必要と考える。管理団体としては、国・行政がその団体の認可基準を公に設定し、認可を受けた団体が行うことが望ましい。また管理団体はある一定数認められることで、管理団体同士がけん制し、より管理の質が高まることが期待でき、それによっても、外国人の就労環境が良好に保たれることを担保するものとなるかと考える。

サロン受け入れ条件及び外国人の就労に関する制限

外国人就労における課題を解決する上で、大事なポイントが、現場としてのサロンにおける外国人就労の際の適切な運営であり、そのための管理団体が受け入れサロンを管理する上で必要になるのが受け入れサロンの適性基準であり、もう一つが社会的にも外国人が日本人の就労機会を奪わない仕組みの存在であると考えます。

管理団体が受け入れサロンを管理する際に、下記の事項を確認する必要があると考える。

- ・サロンは経営実態に関する資料（決算書、就業規則等）を常備する必要がある。
- ・社会保険に加入しなければならない。
- ・外国人に対する就労条件は、日本人と同等あるいはそれ以上であること。
- ・サロンの経営者もしくは店舗管理者は、受け入れに必要な知識を得るため定められた講習を受講し、修了しなければならない。
- ・サロンの経営者もしくは店舗責任者は、管理団体により定期的に開催される情報連絡会議に参加する必要がある。
- ・サロンは、定期的に外国人美容師の技術の取得度合い、就労意欲等を管理団体へ報告する必要がある。
- ・サロンは、管理団体が必要とした際に管理団体の求めに応じて、外国人美容師が就労するサロンへの立ち入り調査を受け入れる必要がある。
- ・サロンは、管理団体の定めによる技術研修を外国人美容師に受講させる必要がある。
- ・サロンの経営者もしくは店舗責任者は外国人美容師の就労状況を入国管理局に報告する必要がある。
- ・外国人美容師の転職に関しては、管理団体を通じて行うものとする。

就労を希望する外国人は、就労において以下の条件を課される。

- ・外国人は管理団体と面談の上、適性及び就労の目的により就労の可否を判断されるものとする。
- ・外国人は、就労するとともに管理団体が実施する高度人材育成におけるプログラムを受講する必要がある。
- ・外国人は、特別な理由がなく一定期間（例えば、6か月）離職した場合は、帰国するものとする。
- ・外国人は技術習得に必要な一定期間（例えば、5年）の就労をもって、原則帰国するものとする。

外国人就労を認める意義

- ・外国人美容師が自国に戻り、日本の技術・サービスを基礎に美容室を展開することで、美容サロンに付随する商材・サービスの発展にも寄与する。
- ・国内において、外国人観光客の増加に伴う、美容サービスのニーズに応えることができる。

・海外における日本の美容のプレゼンスが高まることが期待できる。

参考

日本美容サロン協議会について

当協会は「美容業界の未来を開拓していこう」という、共通意識の中で有志が集まり 2017 年に設立、活動をして参りました。当協会は複数店舗を展開しているサロンを中心に組織されています。

当協会では、全国にある美容サロンをはじめ美容サロンで構成される他団体とも連携し、業界のシンクタンク機能（情報の一元化）を構築することで、美容業界、美容サロン、美容師を取り巻く環境における現状を把握、課題を分析し、そこから環境、制度、法律などの改善に繋げます。美容業界が健全に成長できるための仕組みづくりをしたいと考えております。

その他にも美容業界、美容師の職域を守りながら、今後迎える人材難の時代を見据え、若者が目指す魅力的な業界作りのため、Japan Beauty を国内外に認知、技術啓発を行い、日本での美容需要を作り出していきたいと考えております。

また近年、美容も消費者のニーズの多様化に伴い、消費者保護の観点からも医療連携などを積極的に行うことで、安心感、技術力をしっかりもった組織づくり、業界づくりを目指します。さらに消費者の声を拾う窓口の整備を行い、消費者の声も協会の活動に反映をさせていただきます。